職発 0401 第 20 号 令和 2 年 4 月 1 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長 (公印省略)

精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業実施要領の一部改正について

標記については、平成30年3月29日付け職発0329第89号「精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業の実施について」別添「精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業実施要領」により実施しているところであるが、当該要領を下記のとおり改正することとするので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

平成30年3月29日付け職発0329第89号「精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業実施要領の一部改正について」別添「精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業実施要領」の一部を別添のとおり改正する。

精神障害者雇用トータルサポーター設置要領

きめ細かな支援を要する精神障害及び発達障害(以下「精神障害等」という。) の求職者が増加していることから、精神障害者等である求職者に対して、精神 障害等の特性に配慮した的確な就職支援や職場定着支援を実施していく必要が ある。また、精神障害者等の就職及び雇用継続のために、事業主に対し、障害 特性を踏まえた適切な課題解決のための相談援助を実施する必要がある。

このため、安定所に精神障害等の専門的知識や精神障害者等の支援経験を有する精神障害者雇用トータルサポーター(以下「精神サポーター」という。)を配置し、事業所に対する啓発、課題解決のための相談援助や精神障害者等である求職者に対する専門的なカウンセリング等の支援を実施する。

1 職務

精神サポーターの職務は、「精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業実施要領」に規定する事業のうち、以下のとおりとする。

- (1) 安定所の専門援助部門等の相談窓口における精神障害者等である求職者に対して、障害に関する専門的知見に基づいてカウンセリング等を行うこと。
- (2) 就職活動に伴う課題解決等を目的として、支援対象者の個々の状況に応じて就職準備プログラムを行うこと。
- (3) 実際の事業所での就労体験をするため、職場実習先の開拓及び実施のための事業所への助言や調整を行うこと。
- (4) 応募先の事業所に対し、支援対象者の希望や必要性に応じて同行紹介を 実施すること。
- (5) 精神障害者等である求職者を雇用しようとする又は精神障害者等を雇用 している事業主等に対して、精神障害等の特性や職場定着に関する助言を 行うこと。
- (6) 事業主に対して精神障害者等の雇用についての意識啓発、求人開拓、課題解決のための個別支援を行うこと。
- (7) 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の講師となること。
- (8) 適切な支援機関の開拓・誘導を行うこと。
- (9) 労働局が実施する精神障害等に関する研修等に協力すること。

2 任用等

- (1) 精神サポーターは、以下のアからオのいずれかの要件を具備する者のうちから、都道府県労働局長が任用する。
 - ア 精神保健福祉士、臨床心理士又は公認心理師の資格保有者で、精神障害 者等の相談に係る実務経験を有する者
 - イ 社会福祉士、作業療法士、<mark>理学療法士</mark>、看護師、保健師又は産業カウン セラーの資格保有者で、精神障害者等の相談に係る実務経験を1年以上有

する者

- ウ 精神科病院、精神保健福祉センター、保健所、精神障害者等の生活支援 施設等で精神障害者等の相談に係る実務経験を2年以上有する者
- エ 精神障害者等を雇用している事業所で、精神障害者等の雇用管理又は作業指導等の実務経験を2年以上有する者
- オ 上記に準ずると認められる者
- (2) 任用の期間は1年以内とし、予算年度を超えないこと。 なお、任期の更新は、面接及び勤務実績に基づく能力実証を行い、引き 続き精神サポーターとして任用することが適切であると認められる場合 に行うこととする。
- (3) 都道府県労働局長は、本人から申出のあったとき、又はその者に精神サポーターとしてふさわしくない非行があったときは、精神サポーターを免職することができるものとする。

3 守秘義務等

精神サポーター及び精神サポーターであった者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)の定めるところにより、その職務上知ることが出来た秘密を漏らしてはならないものであること。

また、精神サポーターは国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

4 研修の実施

都道府県労働局長は、任用した精神サポーターに対して、任用後の早い時期に職業安定法、雇用保険法、障害者雇用促進法、当該地域の労働市場状況及び精神障害者等を支援する就労支援機関の状況など職務を遂行するのに必要な知識等についての研修を行うものとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、精神サポーターに関し必要な事項は、別途 定めるものとする。